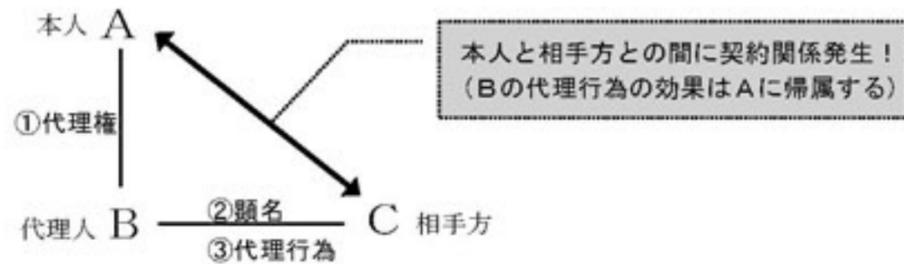
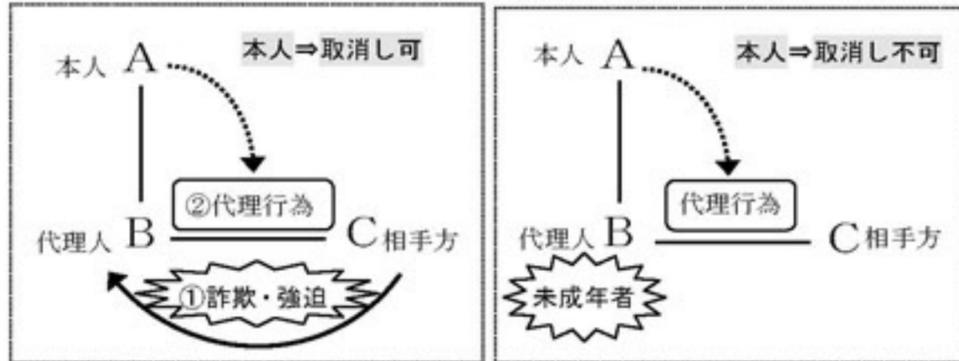


☆代理のポイント① ~代理の構造~



①に問題がある	・無権代理 例：代理人として契約した者に代理権がない場合
②に問題がある	・顕名がなかった場合 (原則) 代理人自身のために契約したことになる。 (例外) 代理人が本人のために契約した点について、相手方が悪意又は(善意)有過失 ⇒本人に契約の効果が帰属する。
③に問題がある	・代理行為の瑕疵 例：代理人が相手方にだまされた場合 ・代理人の行為能力 例：代理人が未成年者の場合

☆代理のポイント② ~代理行為の瑕疵・代理人の行為能力~



代理行為の瑕疵 (トラブル)	詐欺・強迫等があったといえるか否かは、誰を基準に判断するのか?	「代理人」 ⇒ ただし、特定の法律行為の委託の場合、詐欺等の事実につき悪意又は有過失の本人は、代理人の不知を主張できない。
	詐欺・強迫があったとき、これらを理由に誰が契約を取り消すことができるか?	「本人」 ⇒ 取消権を代理人に授与していれば、代理人も取り消すことができる。
代理人の行為能力	代理人は行為能力者でなければならないのか?	代理人は、行為能力者であることを要しない。 ⇒ 制限行為能力を理由とする取消しをすることができない。 ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができる。

☆代理のポイント③ ~代理権の消滅~

		死亡	破産手続開始の決定	後見開始の審判	解除
任意代理※1	本人	○	○	×	○
	代理人	○	○	○	○
法定代理※2・3	本人	○	×	×	/
	代理人	○	○	○	

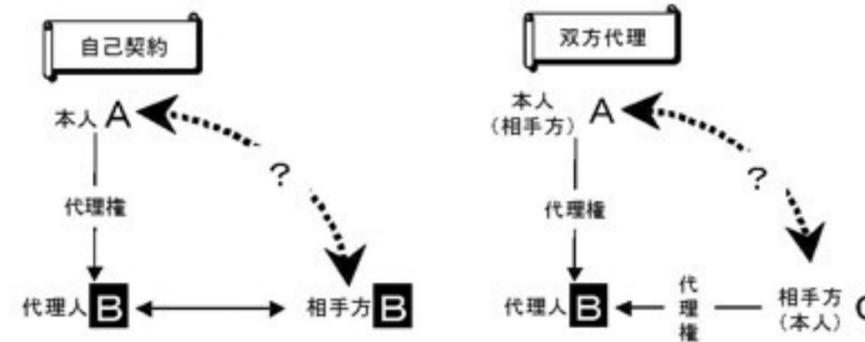
○：消滅する ×：消滅しない

※1 任意代理とは、委任等による代理をいう。

※2 法定代理とは、親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人などによる代理をいう。

※3 特定の法律行為についての保佐人・補助人の代理権については、代理権付与の審判の取消しによっても代理権は消滅する。

☆代理のポイント④ ~自己契約と双方代理~



	自己契約	双方代理
原則	無権代理となる	
例外	本人の許諾 (追認)	本人及び相手方の許諾 (追認) 債務の履行、所有権移転登記の申請等

☆代理のポイント⑤ ~復代理~

原則	任意代理人は、原則として復代理人を選任できない。
----	--------------------------

【LECオリジナル図表集】

表と図解で重要ポイントを簡潔に解説。知識が増える試験直前期が近づくにつれ、重要度が増す資料となります。